平成２７年（フ）第１８４号
大阪府泉南市鳴滝173番地の１、前住所大阪府泉南市鳴滝１丁目４番６号、前々住所大阪府泉南市樽井６丁目７番31号202号
債務者　辻野　直美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
大阪府泉佐野市上町１丁目６番22号Ｂ－305
債務者　宇賀　俊之
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目６番45号
債務者　平松　義宏
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２３０号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目６番45号
債務者　平松さかえ
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
大阪府泉佐野市南中安松1697番地の２－103
債務者　木戸　隆人
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
大阪府泉大津市東助松町３丁目６番４－302号
債務者　丹下　節子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
大阪府岸和田市小松里町2448パレエトワール305号、住民票上の住所大阪府和泉市小田町586番地の１－１－811
債務者　松浪　昭夫
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
大阪府阪南市石田600番地の６－18棟307号、前住所大阪府阪南市石田1005番地
債務者　平田　琴美（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
大阪府和泉市福瀬町214番地の３
債務者　奥野珍榮こと　崔　　珍榮
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２７１号
大阪府泉佐野市下瓦屋５丁目２番３－201号
債務者　村上　　愛
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２７５号
大阪府泉大津市二田町２丁目５番43号ハイムシャトー118号
債務者　磯﨑　高志
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６５２号
北海道千歳市文京３丁目21番地の20
債務者　岡西　一恵（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２１号
札幌市手稲区前田２条９丁目１番28号　あさひハイツ３号
債務者　竹内　敏幸
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２２号
札幌市手稲区前田２条９丁目１番28号　あさひハイツ３号
債務者　竹内八重子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５３号
札幌市中央区南６条東１丁目７番地　シルキーｕ６・１－503号
債務者　富田　育美（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６９号
札幌市東区北46条東17丁目２番33号　川村ハイツ３－101号
債務者　館山　千夏（旧姓打矢）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７９２号
札幌市東区北42条東５丁目３番３号　ＳＳコーポ207号
債務者　杉田　洋美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部